

別記第1号様式(第2条関係)

自主基準設定(変更・廃止)届出書		
年 月 日		
和歌山県知事 様		
届出者 住所 氏名 印 電話番号		
	法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号	
<p>下記のとおり自主基準を設定(変更・廃止)しましたので、和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第14条第2項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 設定(変更・廃止)した基準の内容</p> <p>2 基準の適用を受ける事業者の数並びにその住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)</p> <p>3 基準の設定(変更・廃止)年月日 年 月 日</p>		

- 備考 1 不要の文字を抹消すること。
2 変更の届出にあつては、基準の新旧対照表を添付すること。

別記第1号様式の2(第2条の2関係)

第 年 月 日

様

和歌山県知事 印

合理的な根拠を示す資料の提出について(通知)

和歌山県消費生活条例第6条第2項の規定により、貴社(殿)が供給する商品等について、当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼさず、又は及ぼすおそれがないことの合理的な根拠を示す資料を 年 月 日()までに別紙(別記第1号様式の3)により提出してください。

1 商品等の名称

2 消費者が受けた危害の状況

別記第1号様式の3(第2条の2、第2条の3関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

印

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

合理的な根拠を示す資料の提出について

和歌山県消費生活条例第6条第2項(第18条第3項)の規定により 年 月 日付け 第 号で通知のありました合理的な根拠を示す資料については、下記のとおり提出します。

記

1 資料の名称

2 資料 別添のとおり

別記第1号様式の4(第2条の3関係)

第 年 月 日
号

様

和歌山県知事 印

合理的な根拠を示す資料の提出について(通知)

和歌山県消費生活条例第18条第3項の規定により、貴社(殿)が行った取引行為について、当該取引行為が不当な取引行為でないことの合理的な根拠を示す資料を 年 月 日()までに別紙(別記第1号様式の3)により提出してください。

1 勧誘等に際して告げられた内容又は広告において表示された内容

2 条例及び条例施行規則に規定する不当な取引行為の該当条項

- 備考 1 不要の文字を抹消すること。
- 2 申請者及び連帯保証人の住民票の写しを添付すること。
- 3 共同して訴訟を提起するときは、提起する者全員の住所及び氏名を記載した名簿を添付すること。

別記第3号様式(第19条関係)

消費者訴訟資金貸付決定通知書		
	第	号
	年	月 日
様		
	和歌山県知事	印
<p>年 月 日付で申請のあった和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7の規定による資金の貸付けについては、下記のとおり貸し付けることに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)第19条の規定により通知します。</p>		
		記
1 貸付決定番号	第	号
2 貸付決定額		円

別記第4号様式(第19条関係)

消費者訴訟資金貸付不承認通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付で申請のあった和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7の規定による資金の貸付けについては、下記の理由により貸付けをしないことに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)第19条の規定により通知します。

記

理由

別記第5号様式(第20条関係)

消費者訴訟資金借用証書

年 月 日

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知のあった和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7に規定する資金について、同条例及び和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)の定めるところにより下記のとおり借り受けます。

記

借受金額 円

和歌山県知事 様

借受者 住所

氏名 印

上記借受けについては、借受者と連帯してその債務を負担します。

連帯保証人 住所

氏名 印

別記第6号様式(第21条関係)

消費者訴訟資金貸付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付け 第 号で貸付決定した和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7に規定する資金については、下記の理由により貸付けを取り消しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)第21条第2項の規定により通知します。

記

理由

別記第7号様式(第23条関係)

消費者訴訟資金返還猶予申請書	
年 月 日	
和歌山県知事	様
申請者 住所	
氏名 印	
<p>年 月 日に借り受けた和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7に規定する資金について、同条例第18条の8第2項の規定により返還の猶予を受けたいので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)第23条第2項の規定により下記のとおり申請します。</p>	
記	
1 貸付決定番号	第 号
2 借受金額	円
3 返還猶予申請金額	円
4 返還猶予申請期限	年 月 日まで
5 申請の理由	

備考 申請の理由を証明する資料等を添付すること。

別記第8号様式(第23条関係)

消費者訴訟資金返還猶予決定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付で申請のあった和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7に規定する資金の返還の猶予については、同条例第18条の8第2項の規定に基づき、下記のとおり返還を猶予することに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)第23条第3項の規定により通知します。

記

1 貸付決定番号 第 号

2 貸付金額 円

3 返還を猶予する金額 円

4 3に係る返還猶予後の返還期限 年 月 日まで

別記第9号様式(第23条関係)

消費者訴訟資金返還猶予不承認通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付で申請のあった和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7に規定する資金の返還の猶予については、下記の理由により返還を猶予しないことに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)第23条第3項の規定により通知します。

記

1 貸付決定番号 第 号

2 理由

別記第10号様式(第24条関係)

消費者訴訟資金返還免除申請書			
年 月 日			
和歌山県知事 様			
申請者 住所 氏名 印 電話番号			
年 月 日に借入を受けた和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7に規定する資金について、同条例第18条の8第2項の規定により返還の免除を受けたいので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)第24条第2項の規定により次のとおり申請します。			
貸付決定番号	第 号		
借受金額	円	返還免除申請金額	円
訴訟に要した費用の総額	円	内訳	1 裁判所に納めた費用 円
			2 訴訟代理人に支払った費用 円
			3 その他 円
訴訟の終了に伴い、相手方から得られることとなった金銭の価額			円
上記の金銭の内訳		訴訟の相手方	住所 氏名又は名称及び代表者の氏名
申請の理由			

備考 申請の理由を証明する資料等を添付すること。

別記第11号様式(第24条関係)

消費者訴訟資金返還免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付で申請のあった和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7に規定する資金の返還の免除については、同条例第18条の8第2項の規定に基づき、下記のとおり返還を免除することに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)第24条第3項の規定により通知します。

記

- 1 貸付決定番号 第 号
- 2 貸付金額 円
- 3 返還を免除する貸付金の金額 円
- 4 返還を免除しない貸付金の金額 円

別記第12号様式(第24条関係)

消費者訴訟資金返還免除不承認通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付で申請のあった和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第18条の7に規定する資金の返還の免除については、下記の理由により免除しないことに決定しましたので、和歌山県消費生活条例施行規則(平成9年和歌山県規則第30号)第24条第3項の規定により通知します。

記

理由

別記第13号様式(第29条関係)

(表)

		8センチメートル			
6センチメートル		3センチメートル			第 号
	3センチメートル	写真			身分証明書
			印		
					所属 職名 氏名 生年月日 年 月 日
<p>上記の者は、和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)第38条第1項の規定により立入調査又は質問をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 印</p>					

(裏)

	<p>和歌山県消費生活条例(抜粋)</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第38条 知事は、第6条第1項、第16条第2項、第17条第2項、第18条第2項若しくは第21条第2項の規定による勧告又は第7条若しくは第21条第1項の規定による調査を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、報告を求め、又は知事の指定する職員に当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により、立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>
--	--

